

令和6年1月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和6年1月25日

| 決 | | | 裁 | |
|----|----|----|---|----|
| 会長 | 局長 | 係長 | 係 | 担当 |
| | | | | |

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和6年1月25日(木) 午後1時30分から午後2時14分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

| | | | | | |
|-------|-------|-------|--------|-------|--------|
| 会 長 : | 1 番 : | 松村 孝市 | 会長代理 : | 2 番 : | 榎本 太 |
| 委 員 : | 3 番 : | 本間 浩 | 委 員 : | 4 番 : | 南波 雅子 |
| 委 員 : | 5 番 : | 澁谷 和幸 | 委 員 : | 6 番 : | 柳澤 兵庫 |
| 委 員 : | 7 番 : | 田村 信秀 | 委 員 : | 8 番 : | 西奈美 公平 |
| 委 員 : | 9 番 : | 藤村 信広 | 委 員 : | 10番 : | 忠 貞夫 |
| 委 員 : | 11番 : | 川上 勝之 | 委 員 : | 12番 : | 今井 輝子 |
| 委 員 : | 13番 : | 馬場 勝 | 委 員 : | 14番 : | 安城 守英 |

農地利用最適化推進委員(6人)

| | | | | | | | |
|-------|------|-------|------|-------|------|-------|--------|
| 委 員 : | 中条 : | 15番 : | 佐藤 隆 | 委 員 : | 乙 : | 18番 : | 石栗 博美 |
| 委 員 : | 乙 : | 17番 : | 小泉 正 | 委 員 : | 乙 : | 19番 : | 小泉 威 |
| 委 員 : | 築地 : | 19番 : | 小泉 威 | 委 員 : | 黒川 : | 22番 : | 片野 賀津雄 |
| 委 員 : | 黒川 : | 21番 : | 今井 明 | | | | |

4 欠席委員(2人)

| | | | | | | | |
|-------|------|-------|-------|-------|------|-------|-------|
| 委 員 : | 中条 : | 16番 : | 高橋 一栄 | 委 員 : | 築地 : | 20番 : | 浮須 宗之 |
|-------|------|-------|-------|-------|------|-------|-------|

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 胎内市農用地利用集積計画について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 : 佐藤利勝、参事 : 高橋知也、主任 : 奥村亮

7 会議の概要

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>ただ今から、令和6年1月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、11番川上勝之委員、12番今井輝子委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、12月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>12月26日、胎内市農業再生協議会総会が市役所2階大会議室で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>1月10日、西条地内の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、柳澤委員、高橋委員に案件を審査していただきました。</p> <p>同日、黒川地区協議の場が黒川地区公民館教養娯楽室で開催され、忠委員、安城委員、片野委員が出席してございます。</p> <p>1月18日、1月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、1班の委員の皆様は案件を審査していただきました。</p> <p>1月23日、市町村農業委員会役員等研修会が新潟市中央区の新潟ユニゾンプラザで開催され、会長と榎本代理が出席してございます。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、使用貸借の再設定が1件、譲渡人からの要望による贈与が2件の、計3件であります。</p> <p>1番の案件は、村松浜地内の畑について使用貸借権を再設定するもので、面積は988㎡であります。</p> <p>2番の案件は、譲渡人からの要望により大長谷地内の田について贈与するもので、面積は2筆3,665㎡であります。</p> <p>3番の案件は、譲渡人からの要望により歙江地内の田について贈与するもので、面積は706㎡であります。</p> <p>第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>第1号議案の事前審査結果について、14番安城守英事前審査委員長から報告をお願いします。</p> |
| 14番 | <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る1月18日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、1班の委員5名及び事務局2名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案は、使用貸借の再設定が1件、譲渡人からの要望による贈与が2件の、計3件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p> |
| 議長 | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p> |
| 議長 | <p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第1号議案は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>第2号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書2ページをお願いします。</p> <p>第2号議案は、山砂採取のための事業計画変更が1件であります。</p> <p>この案件は、築地地内の休耕畑から山砂採取のための一時転用で、販売不振により期間を延長する事業計画変更の申請であります。採取期間は令和4年2月15日から令和6年2月14日までの許可を、令和7年2月14日までとするものであります。面積の変更等はありません。</p> <p>第2号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>4ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |

| | |
|------|--|
| 議長 | 第 2 号議案の事前審査結果について、14 番安城守英事前審査委員長から報告をお願いします。 |
| 14 番 | <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案は、山砂採取のための事業計画変更が 1 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p> |
| 議長 | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案について、県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p> |
| 議長 | <p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案について、県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>この第 3 号議案は、所有権移転と利用権設定がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。</p> <p>第 3 号議案の所有権移転は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>第 3 号議案の所有権移転の 1 番から 3 番について、ご説明いたします。</p> <p>議案書 5 ページをお願いします。</p> <p>1 番は中条と長橋地内、2 番と 3 番は塩津地内の田について、それぞれ現在耕作しておらず、今後も耕作をする予定がないことから、売り渡しを希望されたものであります。譲受人は認定農業者であり、あっせん譲受け台帳にも登録されております。1 番の面積は計 6 筆 14,760 m²、売買価格は総額〇〇円、2 番の面積は 13,220 m²、売買価格は総額〇〇円、3 番の面積は 967 m²、売買価格は総額〇〇円で、それぞれ 10 a 当たり〇〇円であります。</p> <p>第 3 号議案の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>第3号議案の所有権移転の1番から3番のあっせん審査結果について、6番柳澤兵庫あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p> |
| 6番 | <p>第3号議案の所有権移転の1番から3番についてご報告いたします。</p> <p>去る11月28日に農業委員会会議室において、あっせん委員と、売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手は、現在耕作しておらず、今後も耕作予定がないことから、農地を売りたいと申し出がありました。</p> <p>買い手は認定農業者で経営状況等も問題なく、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>売買価格については、売り手・買い手それぞれ合意の価格であります。</p> <p>以上のことから、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>次に、第3号議案の所有権移転の1番から3番の事前審査結果について、14番安城守英事前審査委員長から報告をお願いします。</p> |
| 14番 | <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案の所有権移転の1番から3番につきましては、ただいま報告ありましたとおり、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、第3号議案の所有権移転の1番から3番について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> |
| 13番 | <p>比較的〇〇円というのは安いのかなと思われるんですけど、〇〇円ということでこの所有権移転にあげられる何か根拠があったのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>こちらの件につきましては、お話があった時から中条地区の委員の皆さまと協議させていただきまして、またぎ本人とも価格の交渉等させていただきました。その中でこの価格で行きたいと強い要望もありましたし、地域には購入する者もないという事情等もございましたので、中条地区の皆さまと十分協議をさせていただきまして、今回あっせんの会議を開催し、その後議案として提出させていただきました。</p> |
| 13番 | <p>状況が売れないというか、買ってくれる人がいない、だけど農業もやってられないという状況でマッチングしたということで、この価格が出たということでしょうか。</p> |

| | |
|------|--|
| 議長 | おっしゃる通りだと思います。 |
| 13 番 | 分かりました。 |
| 議長 | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 3 号議案の所有権移転の 1 番から 3 番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p> |
| 議長 | <p>全会一致と認めます。 よって、第 3 号議案の所有権移転の 1 番から 3 番は、承認することに決定いたしました。 次に、第 3 号議案の所有権移転の 4 番について審議いたします。 なお、〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p> |
| 議長 | それでは、事務局説明願います。 |
| 事務局 | <p>第 3 号議案の所有権移転の 4 番をご説明いたします。 議案書 6 ページをお願いします。 4 番の案件は、西条地内の田について、譲渡人は耕作不便を解消するため、売り渡しを希望されたものであります。譲受人は法人の構成員で、所有権取得後に法人に利用権設定することとなっております。法人は認定農業者で、あっせん譲受け台帳にも登録され、経営の拡大につながるものと期待できます。 今回のあっせんは、法人の構成員が、個人ではあっせん基準を満たしていなくても、所有権移転と利用権設定を同一の農用地利用集積計画で行われる場合に限り、あっせん事業によって構成員の個人が農地を取得できるものであります。 面積は 10 筆 6,075 m²、売買価格は総額〇〇円、10 a 当たり〇〇円であります。 第 3 号議案の所有権移転の 4 番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。 以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | 第 3 号議案の所有権移転の 4 番のあっせん審査結果について、6 番柳澤兵庫あっせん審査委員長から報告をお願いします。 |
| 8 番 | <p>第 3 号議案の所有権移転の 4 番についてご報告いたします。 去る 1 月 10 日に農業委員会会議室において、あっせん委員と、売り手、買い手、事</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手は、農地が離れていることによる耕作不便を解消するため、農地を売りたいと申し出がありました。</p> <p>買い手は認定農業者である農地所有適格法人の理事であり、法人は経営状況等も問題なく、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>売買価格については、売り手・買い手それぞれ合意の価格であります。</p> <p>以上のことから、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>次に、第3号議案の所有権移転の4番の事前審査結果について、14番安城守英事前審査委員長から報告をお願いします。</p> |
| 14番 | <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案の所有権移転の4番につきましては、ただいま報告ありましたとおり、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、第3号議案の所有権移転の4番について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> |
| 13番 | <p>農地法第3条という考え方はこの時なかったのか。</p> |
| 事務局 | <p>こちらにつきましては相手が認定農業者である法人にそのまま賃借するというところで、あっせんの要件を満たしているということでございます。</p> |
| 13番 | <p>どっちも農業委員なのでどういうことがあったのか聞きたくて。</p> |
| 議長 | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案の所有権移転の4番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p> |
| 議長 | <p>全会一致と認めます。</p> <p>それでは、ここで〇〇委員、〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p> |

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>第3号議案の所有権移転の4番については、許可することに決定いたしました。次に、第3号議案の利用権設定について審議いたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>第3号議案の利用権設定を、ご説明いたします。</p> <p>議案書7ページをお願いします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の1番から43番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが14件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが4件、賃借権を再設定するものが23件、使用賃借権が1件の、計42件であります。</p> <p>1番から5番は、中間管理事業により10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は23,000円から15,000円であります。</p> <p>議案書8ページをお願いします。</p> <p>6番から10番は、中間管理事業により10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は20,000円から14,000円であります。</p> <p>議案書9ページをお願いします。</p> <p>11番から14番は、中間管理事業により10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は20,000円から12,000円であります。</p> <p>15番は、労力不足により農業者に5年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は16,000円であります。</p> <p>議案書10ページをお願いします。</p> <p>16番から18番は、労力不足により農業者に5年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は15,000円から12,000円であります。</p> <p>19番から20番は、認定農業者等に3年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は23,000円から17,200円であります。</p> <p>議案書11ページをお願いします。</p> <p>21番から25番は、認定農業者等に3年間から15年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は20,000円から17,200円、またはコシヒカリ120kgから99kgであります。</p> <p>議案書12ページをお願いします。</p> <p>26番から30番は、認定農業者に3年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は20,000円であります。</p> <p>議案書13ページをお願いします。</p> <p>31番から35番は、認定農業者に3年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は28,000円から12,000円、またはコシヒカリ120kgから90kgであります。</p> <p>議案書14ページをお願いします。</p> <p>36番から40番は、認定農業者等に3年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は17,900円から12,000円、またはコシヒカリ90kgであります。</p> <p>議案書15ページをお願いします。</p> <p>41番から42番は、認定農業者等に5年間の賃借権を再設定するもので、10a当たり</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>の賃貸料は 10,000 円、またはコシヒカリ 23kg であります。</p> <p>43 番は、農業者に 3 年間の使用貸借権を再設定するものであります。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 43 番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 43 番の事前審査結果について、14 番安城守英事前審査委員長から報告をお願いします。</p> |
| 14 番 | <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 43 番は、農地中間管理機構と貸借権を新規に設定するものが 14 件、労力不足により貸借権を新規に設定するものが 4 件、貸借権を再設定するものが 23 件、使用貸借権が 1 件の、計 42 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 43 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p> |
| 議長 | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 43 番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p> |
| 議長 | <p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 43 番は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案の利用権設定の 44 番について審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p> |
| 議長 | <p>それでは、事務局説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>第 3 号議案の利用権設定の 44 番をご説明いたします。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>44番は、農地集積のため認定農業者に3年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は14,000円であります。</p> <p>第3号議案の利用権設定の44番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>第3号議案の利用権設定の44番の事前審査結果について、14番安城守英事前審査委員長から報告をお願いします。</p> |
| 14番 | <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の44番は、農地集積のため賃借権を新規に設定するものが1件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしくをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、第3号議案の利用権設定の44番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p> |
| 議長 | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の44番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p> |
| 議長 | <p>全会一致と認めます。</p> <p>それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p> |
| 議長 | <p>第3号議案の利用権設定の44番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案の利用権設定の45番から48番について審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p> |
| 議長 | <p>それでは、事務局説明願います。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>第3号議案の利用権設定の45番から48番をご説明いたします。</p> <p>45番は、認定農業者に10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ90kgであります。</p> <p>議案書16ページをお願いします。</p> <p>46番から48番は、認定農業者に10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ90kgから85kgであります。</p> <p>第3号議案の利用権設定の45番から48番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>第3号議案の利用権設定の45番から48番の事前審査結果について、14番安城守英事前審査委員長から報告をお願いします。</p> |
| 14番 | <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の45番から48番は、賃借権を再設定するものであります。詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしくをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、第3号議案の利用権設定の45番から48番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p> |
| 議長 | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の45番から48番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p> |
| 議長 | <p>全会一致と認めます。</p> <p>それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p> |
| 議長 | <p>第3号議案の利用権設定の45番から48番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>これで、本日の全ての日程を終了いたしました。</p> <p>これを持ちまして、令和6年1月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p> |

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和6年1月25日

議 長

11 番

12 番
